

建築基準法第51条ただし書許可に係る埼玉県取扱方針

平成25年3月28日

都市整備部長 決裁

1 都市計画等との整合

- (1) 当該地域に係る都市計画等及び地元市町村における総合振興計画等の将来計画に照らして支障がなく、かつ、地元の市町村（他の行政区域に近接する場合は当該市町村を含む）から当該計画について同意が得られるものとする。

2 敷地の位置

- (1) 都市計画区域内とする。
- (2) 優良な自然環境を保全する必要がある区域（自然公園区域、自然保全区域、近郊緑地保全区域、緑地保全区域、風致地区等）には設けない。
- (3) 原則として、学校、病院、公園（都市公園法第2条第1項に規定するものに限る。）、幼稚園、保育所、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、福祉施設その他これらに類する施設から100m以上離れていること。
- (4) 用途地域の指定のある区域内に設ける場合は、次に適合するものとする。
- ア 卸売市場は、原則として、商業系又は工業系用途地域に設けること。
- イ と畜場、汚物処理場、火葬場、ごみ焼却場及びその他の処理施設は、原則として、工業系用途地域（準工業地域を除く）に設けること。
- (5) 用途地域の指定のない区域内（市街化調整区域を含む）に設ける場合は、次に適合するものとする。
- ア 原則として、既存集落（概ね50戸以上の住宅が連たんしているものに限る。）から100m以上離れていること。
- イ 原則として、住居系の用途地域（総合振興計画等で位置付けられているものを含む）から100m以上離れていること。

3 周辺住民等への事前説明

- (1) 周辺住民等（居住者、土地の所有者・権利者及び建築物の所有者・権利者をいう。）に対して、許可申請以前に事業計画の概要について事前説明を行うこと。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき施設内容の告示縦覧を行う場合には、これを説明に代えることができる。なお、説明の範囲は次のとおりとする。
- ア 工業専用地域の場合は、敷地境界線から100m以内
- イ 工業専用地域以外の地域の場合は、敷地境界線から200m以内（ただし、

焼却施設の場合は500m以内)

4 搬入路の基準

- (1) 原則として、当該敷地から幹線道路に接続するまでの道路の幅員は6m以上にすること。
- (2) 主搬出入経路は、繁華街、住宅地を通らないこと。
- (3) 主搬出入経路は、通学路と相当の区間にわたって重複しないこと。

5 施設整備の基準

- (1) 平坦な地形で地質的に安定し、地盤沈下の恐れがなく造成が容易で、まとまった空地が確保でき、排水が容易な地形であること。
- (2) 敷地の形状は極力整形化に努めること。
- (3) 敷地内には、所要の駐車場を確保すること。
- (4) 「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく緑化基準に適合した緑地を確保していること。

6 他法令等との整合

- (1) 関係各課等から「支障なし」の意見が得られること。

附 則（平成25年4月1日）

- 1 この取扱方針の改正前に許可及び事前審査申出書が受理されていたものは、なお従前の例による。